

議案第29号

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

次のとおり保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を設定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次の表の条例名の欄に掲げる条例の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条例名	条 項	改 正 前	改 正 後
三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)	第56条	看護婦	看護師
		准看護婦	准看護師
		助産婦	助産師
三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和28年三朝町条例第26号)	第7条第1項	保健婦	保健師

附 則

この条例は、公布の日から施行する。